

令和元年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="363 510 922 546">三鷹市子ども・子育て基金条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="363 645 619 680">1 設置及び目的 三鷹の未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長することができるまちを目指し、子ども・子育て支援及び学校教育の充実並びにこれらを支える人材の確保と育成を図るため、三鷹市子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置することとした。</p> <p data-bbox="363 855 491 891">2 管理 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。</p> <p data-bbox="363 981 683 1016">3 運用収益金の処理 基金の運用から生ずる収益は、三鷹市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することとした。</p> <p data-bbox="363 1106 491 1142">4 処分 基金は、1の目的以外には処分することができないこととした。</p> <p data-bbox="363 1187 1273 1223">5 その他積立額、繰替運用、委任について定めることとした。</p> <p data-bbox="363 1232 587 1267">6 施行期日等</p> <p data-bbox="395 1276 587 1312">(1) 公布の日</p> <p data-bbox="395 1321 906 1357">(2) 三鷹市教育振興基金条例の廃止 三鷹市教育振興基金条例を廃止することとした。</p> <p data-bbox="395 1411 970 1447">(3) 三鷹市健康福祉基金条例の一部改正 目的から、「子どもに係る福祉施策」等を削り、「人材の確保と育成」を加えることとした。</p>

2	<p data-bbox="363 277 1050 315">三鷹市下水道事業の設置等に関する条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="363 421 491 454">1 趣旨</p> <p data-bbox="395 465 1426 589">地方公営企業法(以下「法」という。)等の規定に基づき、三鷹市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めることとした。</p> <p data-bbox="363 600 683 633">2 下水道事業の設置</p> <p data-bbox="395 645 1426 723">都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置することとした。</p> <p data-bbox="363 734 683 768">3 財務規定等の適用</p> <p data-bbox="427 779 1310 813">下水道事業に法に規定する財務規定等を適用することとした。</p> <p data-bbox="363 824 587 857">4 経営の基本</p> <p data-bbox="395 869 1426 992">下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととした。</p> <p data-bbox="363 1003 778 1037">5 業務状況説明書類の作成</p> <p data-bbox="395 1048 1426 1171">市長は、毎事業年度の上半期の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、下半期の業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないこと等とした。</p> <p data-bbox="363 1182 1426 1305">6 その他下水道事業の規模、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、会計事務の処理、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び委任について定めることとした。</p> <p data-bbox="363 1317 587 1350">7 施行期日等</p> <p data-bbox="395 1361 587 1395">(1) 施行期日</p> <p data-bbox="459 1406 715 1440">令和2年4月1日</p> <p data-bbox="395 1451 1002 1485">(2) 三鷹市下水道事業特別会計条例の廃止</p> <p data-bbox="459 1496 1241 1529">三鷹市下水道事業特別会計条例を廃止することとした。</p> <p data-bbox="395 1541 906 1574">(3) 三鷹市監査委員条例の一部改正</p> <p data-bbox="427 1585 1426 1664">市長に提出する決算等の審査の意見に、地方公営企業法の規定による審査を追加することとした。</p> <p data-bbox="395 1675 1326 1709">(4) 三鷹市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正</p> <p data-bbox="427 1720 1426 1798">財政事情の公表事項に「公営企業の業務の状況」を追加することとした。</p>
---	--

<p>3</p>	<p>三鷹市住民基本台帳に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 住民基本台帳法の一部改正に伴う規定整備 住民基本台帳法の一部改正により、新たに位置付けられた、除票（消 除等した住民票をいう。）及び戸籍の附票の除票（消除等した戸籍の附 票をいう。）について、保存及び写しの交付をすることに伴い、規定を 整備することとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>4</p>	<p>三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 住民基本台帳法施行令の一部改正による印鑑登録証明事務処理要領の 改正に伴う規定整備 住民基本台帳法施行令の一部改正による印鑑登録証明事務処理要領の 改正に伴い、氏に変更があった者の住民票に旧氏（旧姓）の記載がされ ている場合は、氏名及び当該旧氏（旧姓）を印鑑登録原票に登録するこ ととした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 令和元年 11 月 5 日</p>

5	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定整備 (1) 三鷹市消防団条例について、欠格事項から成年被後見人及び被保佐人を削るほか、規定を整備することとした。 (2) 次の条例について、規定を整備することとした。 ア 三鷹市職員の給与に関する条例 イ 三鷹市職員退職手当支給条例 ウ 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例</p> <p>2 施行期日 令和元年12月14日</p>																																													
6	<p>三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例</p> <p>1 施設名の追加 三鷹市総合スポーツセンターの施設に、弓道場、アーチェリー場及び会議室を追加することとした。</p> <p>2 使用料の新設</p> <table border="1" data-bbox="379 1339 1313 1968"> <thead> <tr> <th rowspan="3">使用区分 施設名</th> <th colspan="5">貸切使用</th> <th colspan="2">個人使用（大人）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">団体区分</th> <th colspan="4">時間区分</th> <th rowspan="2">個人区分</th> <th rowspan="2">利用時間</th> <th rowspan="2">利用時間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>正午～午後3時</th> <th>午後3時～午後6時</th> <th>午後6時～午後9時</th> <th>午後9時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓道場</td> <td></td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>800円</td> <td>300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>アーチェリー場（全面）</td> <td rowspan="2">市内団体</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>1,100円</td> <td rowspan="2">400円</td> <td rowspan="2">140円</td> </tr> <tr> <td>アーチェリー場（半面）</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分 施設名	貸切使用					個人使用（大人）		団体区分	時間区分				個人区分	利用時間	利用時間	午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午後10時	弓道場		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	800円	300円	100円	アーチェリー場（全面）	市内団体	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	1,100円	400円	140円	アーチェリー場（半面）	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円
使用区分 施設名	貸切使用					個人使用（大人）																																								
	団体区分		時間区分				個人区分	利用時間	利用時間																																					
		午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午後10時																																								
弓道場		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	800円	300円	100円																																						
アーチェリー場（全面）	市内団体	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	1,100円	400円	140円																																						
アーチェリー場（半面）		1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円																																								

会議室		1室3時間以内 600円					-	-
弓道場		3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	1,200円	450円	150円
アーチェリー場(全面)	市外	4,950円	4,950円	4,950円	4,950円	1,650円	600円	200円
アーチェリー場(半面)	団体	2,480円	2,480円	2,480円	2,480円	830円		
会議室		1室3時間以内 900円					-	-

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年3月20日。ただし、3(2)は公布の日

(2) 準備行為

総合スポーツセンターの使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。

7 子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 子ども・子育て支援法の一部改正等に伴う規定整備

- (1) 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて、副食費の徴収免除対象者を内閣府令で定める基準とするとともに、引用基準名を改めることとした。
- (2) 放課後児童支援員として必要な研修について、都道府県のほか、政令指定都市が行う研修を加えることとした。
- (3) その他規定を整備することとした。

2 施行期日

令和元年10月1日。ただし、1(2)は公布の日

8	令和元年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）
9	平成30年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
10	平成30年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
11	平成30年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12	平成30年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
13	平成30年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14	平成30年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○ 特記事項

- (1) 教育委員会委員の任命について